

お知らせ



忘れずに 児童手当現況届の提出を

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出期限は6月30日(月)です。

※この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりま
すので、「ご注意ください」。

【届出に必要な添付書類等】

■健康保険被保険者証の写し（請求者のもの）

請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出

■所得証明書（平成20年1月1日に市内に住所がなかった場合）

平成20年1月1日現在の住所地の市町村長が発行する「平成20年度児童手当用所得証明書」を添付してください。

■その他、必要に応じて提出する書類があります。

例えば、受給者と子どもさんが別居している場合は「別居監護申立書」に必要事項を記入し、子どもを含めた世帯全員の住民票を添付してください。（子どもの住所が市内の場合、住民票は必要ありま

せん）

【提出先】

子育て支援課児童家庭係（松尾IT保健福祉センター内）または、成東・蓮沼の各保健センター・山武出張所内保健福祉窓口サービス

【支給を受けるには】

児童手当は、養育者からの申請に基づき支給されます。（申請書の提出先は、現況届と同じです）

*支給は、申請した月の翌月分からです。（転入・出生の場合はそれぞれその翌日から15日以内に申請してください）

【支給対象】

12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給

されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当について）は前々年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

【支払時期】

原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給します。（各月の10日が支給日です。10日が休日の場合はその前日になります）

【支給額】（月額）

3歳未満の児童

一律100,000円

3歳以上の児童（3歳の誕生月の翌月から）

第1子 50,000円

第2子 50,000円

第3子以降 100,000円

【次の場合は届出が必要】

*出生、転入等により新たに受給資格が生じたとき
必要な添付書類

①健康保険被保険者証の写し（請求者のもの）

②児童手当用所得証明書（1月1日に市内に住所がなかった場合に必要）

③振込先の通帳（郵便局以外で請求者名義）

*児童手当を受給している方が、

出生などで支給対象の児童が増えたとき

*転出で市外に住所が変わったとき／受給者が公務員になったとき／児童を養育しなくなったとき

*市内で住所が変わったとき（転居）／市内で養育している児童の住所が変わったとき

*受給者又は養育している児童の名前が変わったとき

*受給者の健康保険者証や、児童手当の振込先が変わった場合

問合せ

子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366

所得制限限度額

扶養親族等の数	自営業者(国民年金加入者)	サラリーマン(厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円